

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（当直体制の見直し）に係る面談
2. 日時：令和2年10月9日（金）14時00分～16時05分
3. 場所：原子力規制庁 18階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁 原子力規制部  
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
宇野課長補佐、高松専門職、横山係長、市森係員  
福島第一原子力規制事務所  
小林所長、渡部副所長、坂本原子力運転検査官、坂中原子力防災専門官  
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

#### 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社から、当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について、同年9月9日に実施した面談でのコメントに対する回答があった。
  - 現場環境改善の具体的な内容の説明として、敷地のほとんどがGゾーンとなっており一般作用服で作業ができるようになったこと。
  - 事故発生時における運転操作は23ケースを想定し、全てのケースで当直長を除く三人で操作が成立すること。
  - 当直体制変更前後のイメージを、日勤帯と夜間帯に分けて示したこと。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認し、以下の対応を求めた。
  - 当直体制変更後のイメージを示したが、作業管理Gで担うとしている日勤運転員の持つ責任、位置付け及び作業量について明確ではないので整理して説明すること。
  - 事故発生時だけでなく、夜間に緊急事態が発生したときの当直の体制やバックアップについて説明し、夜間帯の当直が四人で成立することを説明すること。

#### 6. その他

資料：当直体制の見直しに伴う実施計画の変更について